

雇用のあり方 取り組み方



第46回

— 会員企業の立場から雇用の現状、問題点を考える —

「健康保険証廃止とマイナ保険証への移行」 — 事業主と従業員が知っておくべきこと —

株式会社ヒューマンリソースみらい
代表取締役 荒木 康之
(特定社会保険労務士)

2024年12月2日から、私たちになじみ深い健康保険証が原則廃止されます。この変更は医療のデジタル化を推進し、より効率的で便利な医療サービスの提供を目指すものです。本稿では、この変更の内容及今後の注意点、マイナ保険証のメリット、そして経過措置について解説します。

1. 健康保険証廃止の概要

2024年12月2日以降、従来の健康保険証は原則として使用できなくなり、代わりに、マイナンバーカードが健康保険証として機能するようになります。これは「マイナ保険証」と呼ばれ、医療機関や薬局での受診や薬の受け取りに使用されます。

この変更により、健康保険の資格確認がオンラインで即時に行われるようになり、保険証の切り替えや再

発行の手続きが不要になります。また、医療機関側も患者の情報をより正確かつ迅速に把握できるようになります。

2. 事業主と従業員が注意すべきポイント

① マイナンバーカードの取得

まだマイナンバーカードを取得していない従業員に対して、取得を促す必要があります。カードの申請から受け取りまでに時間がかかる場合があるため、早めの対応が重要です。

② マイナ保険証利用の登録

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、マイナポータルでの利用登録が必要です。スマートフォンから簡単に登録できるほか、医療機関窓口のカードリーダーやセブン銀行ATM、市区町村の窓口でも可能です。

③ 情報の更新

従業員の転職や扶養家族の変更があった場合、速やかに情報を更新する必要があります。マイナ保険証では、これらの変更がオンラインで即時に反映されます。

④ プライバシーへの配慮

マイナンバーカードには多くの個人情報がつづいているため、取り扱いには十分な注意が必要です。従業員に対して、カードの管理方法や紛失時の対応について周知することが重要です。

3. マイナ保険証のメリット

① 受診時の利便性向上

マイナ保険証を使用すると、医療機関や薬局での受付がスムーズになります。保険資格の確認が即時に行われるため、誤った自己負担額の請求などのトラブルが減少します。

② 医療情報の一元管理

患者の同意のもと、過去の診療情報や薬剤情報を医療機関間で共有できるようになります。これにより、より適切な診療や投薬が可能になり、医療の質が向上します。

③ 限度額適用認定証が不要に

高額な医療費を支払ったときに払い戻しが受けられる高額療養費という制度があります。手続きには限度額適用認定証を提示する方法が便利ですが、発行まで1週間程度かかります。マイナ保険証を持っていれば



限度額適用認定証が不要になり、申請しなくても窓口での支払いが減額されます。

④事務手続きの簡素化

保険証の発行や更新、再発行の手続きが不要になるため、事業主と従業員双方の事務負担が軽減されます。

4. 経過措置について

急激な変更による混乱を避けるため、一定の経過措置が設けられています。

①従来の保険証の使用期限

2024年12月2日以降も、従来

の保険証も2025年12月1日まで併用して使用できます。

②マイナ保険証を持っていない場合は資格確認書を発行

マイナンバーカードを持っていない、または保険証利用登録をしていない方に対しては、資格確認書が交付されます。

③資格情報のお知らせの送付

資格確認書とは別に、すべての加入者に対して「資格情報のお知らせ」が送付されます。書面には現在の健康保険の資格情報（記号・番号等）が記載されます。医療機関や薬局では、マイナンバーカードに対応した

機器の導入が進められています。ただし、完全な移行には時間がかかる可能性があるため、マイナンバーカードと一緒に「資格情報のお知らせ」を提示すれば保険診療を受けることが可能です。

まとめ

健康保険証の廃止は、医療サービス利用の方法を大きく変える改革です。この変更によって、より効率的で質の高い医療サービスを受けられるようになることが期待されます。一方で、新しいシステムへの移行には一定の準備期間が必要です。この変更には多くのメリットがあります

が、同時に新しいシステムへの適応が必要となります。事業主の皆様には、健康保険証の廃止とマイナ保険証への移行について、従業員に対して十分な説明を行いましょう。従業員の理解と協力を得ながら、より良い医療環境の実現に向けて、新しい時代の医療システムを前向きに捉えてスムーズな移行を実現していきましょう。

